

令和 7 年第 3 回市議会定例会（9 月）



陳 情 書



秋田県由利本荘市議会

目 次

陳情第 5 号 再審法改正を国に求める意見書提出についての陳情	… 1 P
---------------------------------	-------

(写)

陳情第5号

令和7年5月15日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

再審法改正を国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

1966年6月、静岡県清水市（当時）で起きた一家殺害事件の犯人とされ、死刑が確定していた袴田巖さん（88歳）が、再審（裁判のやり直し）で、ようやく無罪判決を勝ち取りました（2024年9月26日）。再審請求を始めてから43年以上かかったことになります。

袴田さん再審無罪の余韻の冷めやらない10月23日、今度は福井女子中学生殺人事件で犯人とされ、服役を終えてから再審請求をしていた前川彰司さん（59歳）の再審開始が決まりました。事件発生から38年、再審請求を始めてから20年かかりました。

再審は、無実の人が法律で救済される最後の手段です。しかし、再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要し、自由も尊厳も奪われ、家族や親しい人たちとも切り離されたまま、取り返しのない歳月を人生から刻み取られた果てに、無罪になったとして、十分な救済と言えるでしょうか。

袴田事件、福井女子中学生殺人事件の両事件では、捜査機関が隠していた証拠が裁判のやり直しの決め手となりました。袴田事件の第1次再審請求では、検察が証拠を一切提出しなかったため、再審が認められませんでした。第2次再審請求で、裁判所の勧告に従って検察が渋々提出してきた証拠によって、再審開始につながったのです。

また、やっと再審開始決定が出されても、検察が不服申立てをすることで審理が長引き、数年から数十年という時間が費やされます。袴田事件では2014年3月の再審開始決定に対して検察が不服申立てをして、裁判のやり直しが確定するまでに10年もかかっています。福井事件でも1度目の請求で高裁が開始決定したにもかかわらず、検察が異議申立てをしたため取り消され、2度目の請求で再審開始につながるまでに20年かかっています。

さらに現行の刑事訴訟法では、審理の進め方、証拠請求と開示、事実の取調べ方法など、基本的なルールが定められていないため、裁判官によって審理の進め方に大きな差異が生じ（再審格差）、何年もたなごらしにされる事件もあるほどです。

こうした実態に対し、再審法改正を求める請願・陳情を採択または趣旨採択した地方議会は650議会を超え、国会でも与野党の最高幹部を含む370人以上の議員で再審法の改正を目指す議員連盟がつくられ、国会での改正を目指して改正要綱案が発表されています。法務省も改正の諮問を行いました。こうした動きを地方から後押しをし、無実の者を誤っ

た判決から迅速に救済するために、下記事項について地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

1. 再審のための全ての証拠を開示すること。
2. 再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること。
3. 再審における手続を整備すること。

令和7年5月15日

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

秋田市中通7丁目2-21 3F
再審法の改正をめざす秋田の会
筆頭代表 有 働 悠 一 ㊤